

高知家あんしん会食推進の店認証制度応援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知家あんしん会食推進の店認証制度実施要綱(以下、「要綱」という。)第17条の規定に基づき、高知家あんしん会食推進の店認証制度応援金(以下「応援金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(事務の取扱い)

第2条 高知県(以下、「県」という。)から高知家あんしん会食推進の店認証制度に係る事業を委託された「高知家あんしん会食推進の店認証制度運営事務局」(以下、「事務局」という。)が事務の取扱いを行う。

(交付の対象)

第3条 応援金は、要綱第5条第2項の規定に基づき認証を受けた飲食店を営む事業者(以下「対象事業者」という。)に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、応援金を交付することが適当でないと知事が認める事業者又は施設は交付の対象としない。

(誓約・同意事項)

第4条 応援金は、高知家あんしん会食推進の店認証制度申請書兼応援金請求書に添付する誓約書(様式2)全てに同意したものでなければ、交付しない。

(対象経費・金額)

第5条 応援金の対象は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を継続するために要する消耗品、備品の購入等に要する費用とする。

2 応援金の交付は、1店舗あたり10万円、1回限りとする。

(申請期間)

第6条 応援金の申請は、令和4年4月18日から令和5年2月6日(消印有効)までとする。

(申請方法)

第7条 応援金の申請については、県が指定する申請サイトを通じた電子又は書面により申請しなければならない。

2 応援金の書面申請は、高知家あんしん会食推進の店認証制度申請書兼応援金請求書(様式1)に必要事項を記入し、事務局に簡易書留など送達を確認できる方法で申請を行うこととする。

(交付の決定等)

第8条 知事は要綱第5条第2項の規定に基づく認証をしたときは、応援金の交付を決定するものとする。

2 知事は、応援金の交付決定を行ったときは、交付決定額を対象事業者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(応援金の返還等)

第9条 知事は、応援金の交付を受けた対象事業者が、虚偽その他不正の行為によって交付を受けたことが判明した場合、当該事業者に対して交付した応援金について、交付決定を取消して返還させるものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取消した対象事業者の名称及び対象施設の名称を公表するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本応援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月16日から施行する。

この要領は、令和4年2月4日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。